7　年金と手当

（１）障害基礎年金

問合せ先
日本年金機構諫早年金事務所　TEL：0957-25-1662
（相談予約専用ダイヤル）　TEL：0570-05-4890
※国民年金加入者は、
市役所総合窓口課保険年金班・各総合支所地域振興課

○次の要件を満たす場合に支給されます。

１．国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（これを初診日と言います。）があること
※）２０歳前や、６０歳以上６５歳未満（年金制度に加入していない期間）で日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます。

２．一定以上の障害の状態にあること。

３．保険料納付要件
・初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
・ただし、２０歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

（１）初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の２／３以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること
（２）初診日において６５歳未満であり、初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと

○年金額（令和５年４月現在）

・障害基礎年金１級　……　年額　９９３，７５０円
・障害基礎年金２級　……　年額　７９５，０００円

○障がいの認定

初診日から１年６カ月を経過した日（その間に治った場合は治った日）または２０歳に達した日に障害の状態にあるか、または６５歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合
（※認定や等級は、手帳の有無や等級とは異なりますのでご注意下さい。）

○その他（障害厚生年金）

障害厚生年金には、程度が軽い３級障害と障害手当金（一時金）制度があります。